

平成 28 年第 11 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第11回教育委員会会議

1 日 時 平成28年 5 月13日（金） 13時30分～13時50分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡 豊 彦
委 員	山 中 善 夫
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
教育次長	大 友 裕 之
生涯学習部長	山 根 直 樹
学校教育部長	引 地 秀 美
教育推進課長	仙 波 晴 彦
教育推進係員	川 村 祐
学事係長	穴 田 卓 也
学事係員	福 田 憲 司
義務教育担当係長	山 下 敦 史
高等学校担当係長	幸 丸 政 貴
特別支援教育担当係長	山 田 浩 富
特別支援教育担当係長	荻 澤 吐 夢
総務課長	竹 村 真 一
庶務係長	國 方 大 翼
書 記	吉 田 望

4 傍聴者 1名

5 議 題

議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

議案第2号 札幌市教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成 28 年 第 11 回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いします。

本日は、池田光司委員と、池田官司委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日の議案第 2 号は附属機関の委員の任免に関する事項でございます。教育委員会会議規則第 14 条第 1 項第 3 号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第 2 号は、公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

○長岡教育長 議案第1号について、事務局から説明してください。

○学校教育部長 議案第1号「札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について」ご説明いたします。

札幌市では、教科用図書の選定を適正に行うため、条例に基づき、教科用図書の調査研究を行う「札幌市教科用図書選定審議会」を設置しております。

本案は、選定審議会に対しまして、必要な調査研究を諮問するため、ご提案するものでございます。

資料はございませんが、まず最初に、平成29年度に使用する教科用図書の採択替えについてご説明します。

義務教育で使用します教科用図書は、法令により、同一の教科用図書を採択する期間を原則4年と定めているため、平成26年度に採択替えを行いました小学校用及び平成27年度に採択替えを行いました中学校用の教科用図書については、採択替えを行わず、昨年度と同一の教科用図書を採択することになります。

また、法令による定めのない、高等学校用教科用図書及び特別支援教育用教科用図書のうち一般図書は、本市においては、毎年度、採択替えを行っているところであり、本年度につきましても採択替えを実施するものであります。

次に、高等学校用及び特別支援教育用教科用図書それぞれについての「調査研究の基本方針」について、ご説明させていただきます。

まず、議案の「基本方針高校・中等」のインデックスのページをご覧ください。

「平成29年度に使用する高等学校用、中等教育学校後期課程用教科用図書の調査研究の基本方針」でございますが、高等学校用、中等教育学校後期課程用については、「1」の「調査研究の方法」にあるとおり、各学校から出される、学校ごとの使用希望教科用図書等について、「2」にあります「調査研究の観点」により、調査研究を行っていただくものであります。

次に、「基本方針・特別支援教育」のインデックスのページをご覧ください。

「平成29年度に使用する特別支援教育用教科用図書の調査研究の基本方針」でございますが、特別支援教育用については、「1」の「調査研究の方法」のとおり、今後、北海道教育委員会から示される採択基準に基づきまして、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の対象となっている一般図書について、「2」にあります「調査研究の観点」により調査研究を行っていただくものであります。

加えて、種目によって「一般図書採択参考資料」の対象となっていない一般図書についても、教科用図書の候補となるものがある場合、調査研究を行うこととしております。

なお、特別支援学校や特別支援学級における教科用図書の採択については、参考資料を用いて詳しく説明させていただきます。資料1をご覧ください。

特別支援学校及び特別支援学級においても、①に記載されているように、文部科学省検定済教科用図書の中から札幌市が採択した小学校用、及び中学校用教科用図書の各教科の該当学年のものを使用するのが基本となります。

しかし、特別支援学校や特別支援学級においては、児童生徒の障がいの状況等に応じて、例えば各教科の目標や内容を下の学年のものに替えるなど特別な教育課程を編成することができることから、当該学年の教科書を使用することが適当でないときは、設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができます。

そこで、②に記載されているように、児童生徒一人一人の状況に応じて、札幌市が採択した小学校用及び中学校用教科用図書の各教科の下の学年のものを使用することができます。

また、各教科の下の学年のものの中で適当なものがない場合には、③に記載されているように文部科学省が障がいのある児童生徒用に著作した文部科学省著作教科用図書があり、その中から使用することもできます。

さらに、④に記載しておりますとおり、①から③までの中で適当なものがない場合には、各教科の内容と関連が深い絵本などのいわゆる一般図書を教科用図書として使用できることが学校教育法附則第9条に規定されております。

この一般図書の採択に当たりましては、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の中から採択することが望ましい旨、例年、採択基準に示されておりますが、札幌市においては、平成23年度の採択から、より幅広く教科用図書を選定できるよう、「一般図書採択参考資料」の対象ではない一般図書の中からも、選定審議委員会委員からの推薦を受け、調査研究の対象として採択しております。

なお、昨年度、一般図書の採択に係る教育委員会会議において、一般図書の内容や挿絵が一部古いのではないかなどのご指摘をいただいておりますので、審議会において、一般図書の需要数や現場の先生方の声などとともに、内容や挿絵などにも十分着目しながら、調査研究を行うこととしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

○阿部委員 高校の基本方針のインデックスがついているページについてです。使用希望教科用図書についてと記載されており、各学校から希望をまず募って調査研究をするということだと思っておりますが、どのようにして各学校は希望のものを選ぶのでしょうか。いくつかラインナップされているものから選ぶのか、その流れを教え

ていただければと思います。

○**高等学校担当係長** 文部科学省が発出している教科書目録に記載されているものの中から、教科書見本を参考にしながら、それぞれの学校の各教科ごとに、その学校に在籍する生徒の特性や能力等に合わせて、希望する教科書の候補を挙げていただき、その後校内におけるPTA役員等を含めた選定委員会の中で承認した段階で、各校が希望する教科書を報告していただくことになります。

○**長岡教育長** ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、議案第1号については、提案どおり決定するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、議案第1号については、提案どおり決定いたします。

議案第2号からは、公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら、退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開